

ひとり親世帯・児童養護施設等退所者世帯向

東京都住宅供給公社の住戸を利用した 家賃補助対象住宅 入居者募集のご案内

申込書配布期間：

令和4年（2022年）11月11日（金）

～ 令和4年（2022年）11月18日（金）

※申込書は、11月21日（月）午後5時までに持参か郵送で足立区役所住宅課に届いたもの限り受け付けます。
消印有効ではありませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】足立区都市建設部建築室住宅課

電話 03-3880-5963 / FAX 03-3880-5615

開庁日時：土曜日・日曜日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで

※聴覚に障害のある方で、募集住戸についてご質問のある場合はお名前・連絡先を明記のうえ、FAXでご連絡ください。

抽せん日：令和4年（2022年）11月29日（火）午後2時

入居予定日：令和5年（2023年）1月1日（日）～《予定》

※「補欠」の場合は異なります。

申込み方法

- 1 申込書に必要事項を記入してください。
- 2 申込はがきの2ヶ所に63円切手を貼ってください。
※切手の料金不足については、抽せん番号等の通知をしません。
- 3 申込書を所定の封筒に入れ、持参または84円切手を貼り郵送してください。
※切手の料金不足については、受付をしません。

●今回入居者を募集する住宅の概要

住宅名 (住所) 主な交通機関	募集戸数	間取り	エレベーター	入居者負担額 (円)	共益費 (円)	建設年度	備考	
JKK東京（東京都住宅供給公社） 興野町住宅 (西新井本町4-16他) 東武大師線「大師前」駅下車徒歩13分ほか	3	2K	無	19,300 ・ 21,900	1,500	昭和34	駐車場	○
							エアコン	×
							温水洗浄便座	×
							ベット	×
JKK東京（東京都住宅供給公社） 千住東町住宅 (千住東2-21他) 京成線「京成関屋」駅下車徒歩5分ほか	2	2DK	有	38,800 ・ 41,900	2,500	昭和48	駐車場	○
							エアコン	×
							温水洗浄便座	×
							ベット	×

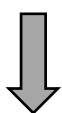
- 入居するには一定の資格が必要です。詳しくは5～6ページをご覧ください。
- 当せんされた方は書類審査を受けていただく必要があります。

目次

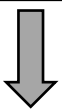
- 家賃補助対象住宅とは・・・・・・・・・・ 1
- 賃貸人との契約について・・・・・・・・ 2
- 申込みにあたっての注意点・・・・・・・・ 3
- 申込みから入居までのスケジュール・・・・ 4
- 入居者の要件・・・・・・・・・・ 5～6
- 家賃補助の所得基準・・・・・・・・・・ 7
- 所得の計算方法・・・・・・・・・・ 8～13
- 住宅への入居について・・・・・・・・ 14～15
- 申込書の記入例・・・・・・・・・・ 16
- 募集住宅について・・・・・・・・・・ 17～20
- 問い合わせ先・・・・・・・・・・ 21

申込みにあたっては、1～5の順にしたがって、それぞれの内容をよくお読みください。

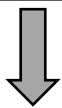
1 制度のしくみ・注意点等を確認してください。 1～4ページ



2 入居者の要件を確認してください。 5～6ページ



3 世帯の所得が基準内であるか確認してください。 7～15ページ



4 応募する住宅を確認してください。 17～20ページ



5 申込書の参考例を確認し、申込書を作成してください。 16ページ

●家賃補助対象住宅とは

家賃補助対象住宅は、賃貸人のJKK東京（東京都住宅供給公社）が、住宅セーフティネット制度の専用住宅登録をした住戸に対して、区から補助金の交付を受けて、住宅に困窮する低額所得者の方へ低廉な家賃で賃貸する住宅です。

今回の募集はひとり親世帯、児童養護施設等退所者世帯（里親からの自立者含む）が対象です。

入居後の負担額について

足立区では家賃補助を「月額上限4万円または半額のいずれか低い額」を賃貸人に交付します。なお、家賃補助は、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします。

17ページに記載されている募集住宅の入居者負担額は下記のとおり計算した結果です。

興野町住宅

通常家賃		家賃補助額		入居者負担家賃額
① 38,300円	-	19,000円	=	19,300円
② 41,900円		20,000円		21,900円

＜参考内訳＞

①②の家賃補助の交付額は通常家賃の半額のうち、1,000円未満切り捨ての金額になる。

（上限4万円を下回るため）

毎月のお支払い総額

入居者負担家賃	① 19,300円	+	共益費 1,500円	=	20,800円
	② 21,900円	+	共益費 1,500円	=	23,400円

千住東町住宅

通常家賃		家賃補助額		入居者負担家賃額
③ 76,800円	-	38,000円	=	38,800円
④ 81,900円		40,000円		41,900円

＜参考内訳＞

③の家賃補助の交付額は通常家賃の半額のうち、1,000円未満切り捨ての金額になる。

④の家賃補助の交付額は通常家賃の半額の40,950円のうち、上限の40,000円である。

毎月のお支払い総額

入居者負担家賃	③ 38,800円	+	共益費 2,500円	=	41,300円
	④ 41,900円	+	共益費 2,500円	=	44,400円

- * 家賃等の改定があった場合は、金額が変更される場合があります。
- * 保証会社等を利用の場合は「保証料」が加算されます。
- * 駐車場の利用、自治会への加入等に応じてお支払いが必要です。

●賃貸人との契約について

契約期間について

- 家賃補助住宅は契約期間に期限がある賃貸借契約です。
 - *ひとり親世帯…10年間
 - *児童養護施設等退所世帯（里親からの自立者含む）…5年間
- ただし、5～6ページに掲載されている「入居者の要件」に該当しなくなった場合は、契約期間中であっても、家賃の補助は終了します。
- 期限が過ぎた後も、継続してお住まいになることを希望する場合はJKK東京までご相談ください。

賃貸人について

今回の募集住宅の賃貸人は、JKK東京です。

住宅の内見について

当せんされた方に賃貸人であるJKK東京からご案内いたします。

住宅の設備について

住宅の設備については、賃貸人であるJKK東京にお問合せください。

JKK東京 公社住宅募集センター

電話 03-3409-2244

営業時間：日祝日を除く、午前9時30分～午後6時まで

自治会について

今回募集する住宅には、居住している皆様が共同生活を送る中で、大切な役割を果たす自治会があります。自治会活動は、防災・防犯への取組や住宅内の居住者交流など快適な住環境づくりを担っています。

こうした活動をご理解いただき、自治会へのご参加をお願いいたします。

●申込みにあたっての注意点

申込みの無効と失格

次のような申込みは無効・失格となります。

- ・1世帯で2通以上の申込書を送ったとき。（同じ住宅、別住宅への申込みを問わず）
- ・入居者の要件にあきらかに該当しないとき。
- ・申込書が申込期限後に到着したとき。
- ・事前に相談なく、12月9日（金）までに資格審査に必要な書類の提出がなかったとき。

申込みの取消し・修正

- ・申込み後に申込書の記入内容変更は原則としてできません。
- ・申込書を誤って2通以上出した場合は、印鑑を持参のうえ、令和4年11月21日（月）午後5時までに区役所の中央館4階住宅課までお越しください。

住所の変更について

- (1) 申込みをした後に、申込書に記入した住所から引っ越した場合
最寄の郵便局に転居届を出して、抽せん番号と抽せん結果のはがきを受取れるようにしてください。
- (2) 当せん者となった後に、申込書に記入した住所から引っ越した場合
はがきに(1)～(6)のすべてを記入し、下記までお送りください。
(1)募集時期 (2)申込番号 (3)抽せん番号 (4)旧住所 (5)新住所 ・電話番号(6)申込者名
送付先：〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 都市建設部建築室 住宅課

抽せんについて

(1) 抽せん会

日時 : 令和4年11月29日（火）午後2時から

場所 : 足立区役所中央館4階401会議室

抽せん方法 : 申込住戸番号ごとに、手回し方式の抽せん器を用いて、公開にて行います。

抽せん番号 : 申込住戸番号ごとに抽選番号を付番し、11月25日（金）頃に通知を発送します。

抽せん結果 : 11月30日（水）から12月16日（金）まで区役所 中央館4階住宅課に掲示予定です。※区・JKK東京のHPにも掲載致します。

結果通知 : 令和4年11月30日（水）頃に通知を発送します。

(2) 抽せん会での注意点

- ・抽せん会への出欠は当落へは一切影響ありません。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご参加を5名までとさせていただきます。先着順になりますので人数によっては、ご遠慮いただく場合がございます。
- ・抽せん結果についての電話によるお問い合わせは受付しておりません。

(3) 抽選番号の通知が送られてこない場合

切手の貼り忘れ、料金不足、宛先不明などがある場合、通知書は発送しません。

ただし、申込内容に不備がなければ抽せんはいたします。

(4) 抽せん結果が送られてこない場合

申込住戸番号を確認のうえ、足立区役所都市建設部建築室住宅課へお問い合わせください。

●申込みから入居までのスケジュール

足立区にて行う手続き

申込書配布期間 令和4年11月11日（金）～18日（金）
 申込書は、11月21日（月）午後5時までに足立区役所住宅課に届いたものに限ります。

抽せん番号のお知らせ 令和4年11月25日（金）頃発送予定

抽せん会 令和4年11月29日（火）午後2時から

- ・詳細は3ページ「抽せんについて」をご確認ください。
- ・抽せん会への出欠は当落へは一切影響ありません。

抽せん結果のお知らせ 令和4年11月30日（水）頃発送予定

落せん

残念ながら、資格審査の対象外となります。

補欠者

資格審査対象者が失格・辞退となった場合に、繰り上げて資格審査対象者となります。

当せん

資格審査対象者となります。
資格審査に合格した場合に入居することができます。
 審査に必要な書類等の通知は11月30日（水）からJKK東京より順次発送します。

JKK東京にて行う手続き

資格審査・内見

- ・書類の提出期限は12月9日（金）です。
- ・書類審査は賃貸人のJKK東京が担当します。
- ・審査書類は郵送でのご提出をお願い致します。
- ・14～15ページの「住宅への入居について」もあわせてご確認ください。
- ・内見は事前予約が必要です。詳細は郵送される内見受付票をご確認ください。

合格

失格・辞退

- ・審査の結果、入居資格がないと判断された場合は失格となります。
- ・事前にご連絡がなく、期限の12月9日（金）までに書類が提出されなかった場合、辞退したものとみなします。

入居手続き 令和4年12月末ごろ

入居 令和5年1月1日予定

JKK東京 公社住宅募集センター（渋谷）で行います。

●入居者の要件

申込みできる方は、申込み日現在、次の1～7のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が足立区に1年以上居住していること

※申込者・・・申込書の申込者欄に記入する方です。

- (1) 申込者本人が足立区内に1年以上（住民票の異動日より申請日まで）居住する成年者で、そのことが住民票等で証明できること。
- (2) 外国人については（1）のほかに、日本国に永住・定住することを認められた方。

2 世帯の条件

次のいずれかに該当する世帯が対象です。

(1) ひとり親世帯

- ・ 児童育成手当または児童扶養手当を受給していること。
- ・ 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子を扶養していること。
- ・ 養育者が父または母のいずれか一人で、入居が親子のみの世帯であること。
- ・ 戸籍上の配偶者がいないこと。

(2) 児童養護施設等退所世帯（里親からの自立者含む）

- ・ 足立区内の児童養護施設・自立支援ホーム・里親からの退所者であること。
- ・ 入居が満18歳から満23歳の単身世帯であること。
- ・ 戸籍上の配偶者がいないこと。

※ 申込み後は、申込者・同居親族の変更はできません。

3 住宅に関わる支援給付を受給していないこと

入居者全員が、生活保護 または「生活困窮者自立支援法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」等による支援給付を受給していないこと。

4 世帯の収入（所得および月収）が定められた基準に該当すること

下記のすべての条件に該当することが必要です。

家賃補助とJKK東京の住宅への入居審査は基準が異なります。

(1) 家賃補助の審査においては世帯の「所得」を審査します。

《ひとり親世帯》

年間所得金額が、7ページ「所得基準表」の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。

《児童養護施設等退所者世帯（里親からの自立者含む）》

入居に伴う所得金額の上限はございませんが、入居の審査を行います。

(2) JKK東京への住宅の入居審査においては申込者本人の「月収」を審査します。

《共通》

入居者負担家賃額の4倍以上の月収であること。

(14ページもあわせてご確認ください)

(例) 興野町住宅 19,300円 × 4 = 77,200円 以上

5 JKK東京との賃貸借契約において連帯保証人または保証会社を利用できること

JKK東京では連帯保証人または保証会社の利用が必要です。基本的な連帯保証人の条件は次のとおりです。

- ・継続した収入がある成年者の方
- ・日本国内に居住している方
- ・お申込みいただいた公社住宅に同居されない方
- ・公社が管理する賃貸住宅の居住者でない方
- ・公社が管理する他の賃貸住宅居住者の連帯保証人になっていない方

保証会社の詳細は、当選後にJKK東京から詳細をご案内します。

6 住宅に困っていること

申込世帯に、住宅または土地の所有者がいないこと。

7 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

●家賃補助の所得基準

世帯の所得金額が家族人数に応じた基準の範囲内であることが必要です。

家族数	所得金額 [円]	家族数	所得金額 [円]
1人	0 ~ 1,896,000	4人	0 ~ 3,036,000
2人	0 ~ 2,276,000	5人	0 ~ 3,416,000
3人	0 ~ 2,656,000	6人	0 ~ 3,796,000

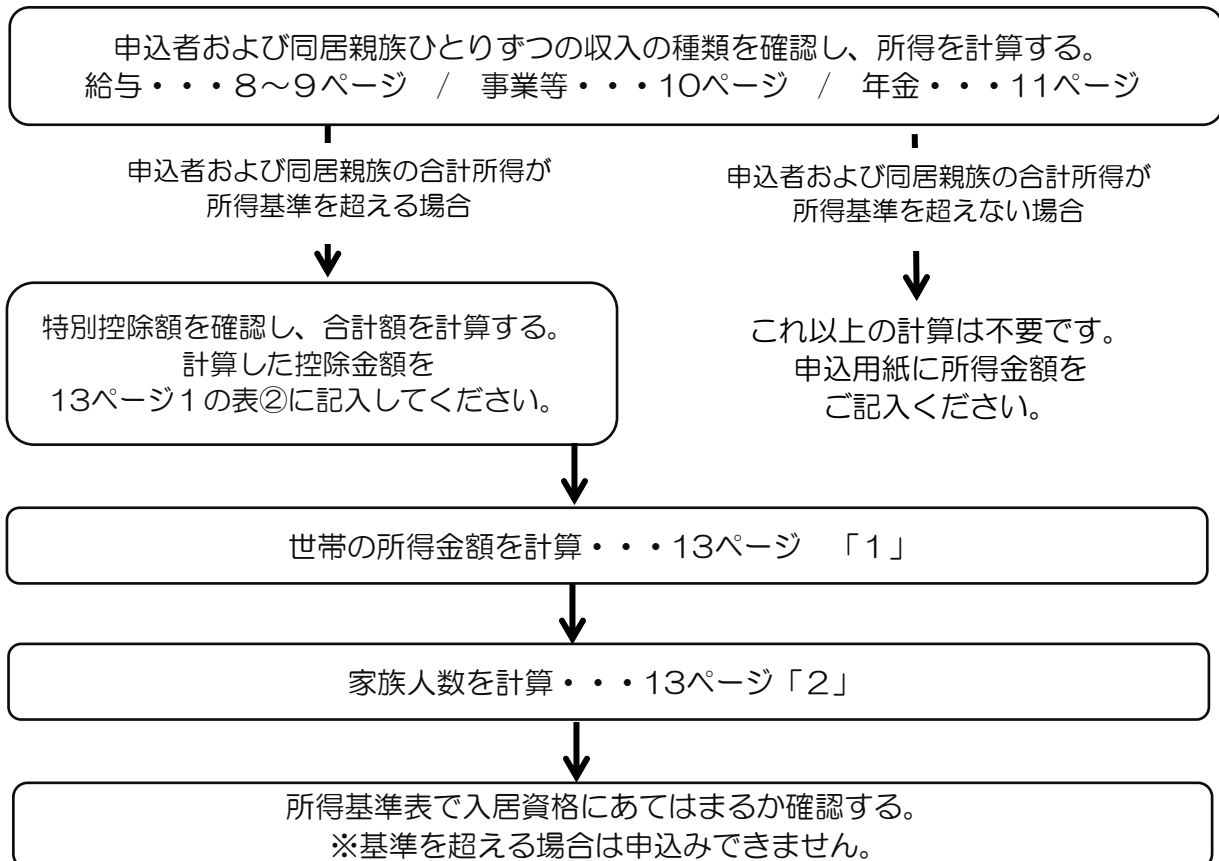
◎ 家族数が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

所得計算上の注意

- 計算の対象としないもの
次にあてはまる収入については、所得金額を0円とします。
 - ・遺族年金、障害年金
 - ・仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む。）、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得、退職金等の一時的な所得
- 退職・廃業している場合
申込期間に、すでに退職または廃業しているものについては所得金額を0円とします。
ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録が抹消されている必要があります。
なお、令和5年1月末日までに「結婚するため」または「現在妊娠中で出産をするため」のいずれかの理由により退職することが、申込期間に確定している場合は、申込書に退職年月日を記入のうえ、所得金額を0円とすることができます。
ただし、退職後、無職・無収入となりそのことを審査のときに証明できる必要があります。
- 2種類以上の収入がある場合
ひとりで2種類以上の収入を得ているとき（給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

家賃補助の所得基準 確認方法

以下の手順にしたがって、所得基準の範囲内かお確かめください。



●所得の計算方法 給与所得の方（会社員・店員・パート・アルバイト等）

1 現在の勤め先へ就職した日が令和3年1月1日以前の場合

《源泉徴収票をお持ちの方》

令和3年分 給与所得の源泉徴収票

この金額を下表にあてはめて、所得に換算してください。 ※給与所得控除後の金額とは、金額が異なりますのでご注意ください。	支払を受ける者 住所又は居所 足立区中央本町1-17-1	氏名 アダチ タロウ （役職名） 足立 太郎	(受給者番号)	
			(フリガナ) アダチ タロウ	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	内 百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円	内 百万 千 円
	2 3 8 6 9 9 8	1 5 8 8 8 0 0		

《源泉徴収票をお持ちでない方》

令和3年1月から令和3年12月までの支払金額を合計し、下表の計算式で所得金額に換算します。

2 現在の勤め先へ就職した日が令和3年1月2日以降の場合

働いた月	税込支給額	賞与
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合計	収入計	賞与計

次の(1)、(2)から該当するケースを選び、収入を計算し、下表にて所得金額に換算してください。

(1) 就職した日が令和3年1月2日以降の方

令和4年10月からさかのぼって税込支給額を記入し、収入のあった月数で割り、それを12倍し、賞与を加えます。

$$\frac{\text{収入計}}{\text{収入のあった月}} \times 12 + \text{賞与計} = \text{推定年収}$$

(2) 就職してから、まだ1か月分の給与が支給されていない方

基本給・家族手当・住宅手当など毎月必ず支給される固定的給与を12倍し、賞与を加えます。

$$\text{固定的給与} \times 12 + \text{賞与計} = \text{推定年収}$$

注) 2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

◎年間総収入額を所得金額に換算します。

1,628,000円～6,599,999円の方は、4,000円単位で端数整理します。

(例) 年間総収入額が2,386,998円の場合

$$2,386,998 \div 4,000 = 596.7495 \text{ 小数点以下切捨} \Rightarrow 596 \times 4,000 = 2,384,000円$$

年間総収入額	計算式	所得金額
550,999円まで		所得金額は0円
551,000円～1,618,999円	(年間総収入額) - 650,000円 =	() 円
1,619,000円～1,619,999円		969,000円
1,620,000円～1,621,999円		970,000円
1,622,000円～1,623,999円		972,000円
1,624,000円～1,627,999円		974,000円
1,628,000円～1,803,999円	(端数整理後の額) × 0.6 =	() 円
1,804,000円～3,603,999円	(端数整理後の額) × 0.7 - 180,000円 =	() 円
3,604,000円～6,599,999円	(端数整理後の額) × 0.8 - 540,000円 =	() 円
6,600,000円～8,499,999円	(年間総収入額) × 0.9 - 1,200,000円 =	() 円

3 申込期間には復職しているが、令和3年1月から申込期間までの間に休職期間があった場合

- 令和4年10月からさかのぼって12か月分の収入額を8ページ「2」で合計し、「◎年間総収入額を所得金額に換算します。」で所得金額に換算してください。
- 復職してから12か月たっていない場合は、復職後の収入額の平均を出し、12倍して1年分の見込み額を計算してから所得を計算してください。

4 会社に在籍しているが、申込期間に休職中である場合

- 休職する前の月からさかのぼって12か月分の収入額を8ページ「2」で合計し、「◎年間総収入額を所得金額に換算します。」で所得金額に換算してください。

●所得の計算方法 事業所得の方（自営業・外交員等）

事業所得、利子所得、配当所得、雑所得などの所得が計算の対象です。すでに廃業した事業については、所得金額を0円としますので計算する必要はありません。

事業を始めた日と確定申告の有無により、次の1または2からあてはまるケースを選び、所得金額を計算してください。個人年金は雑所得の計算に加算してください。

1 現在の仕事を始めた日が令和3年1月1日以前の方

《確定申告をしている方》

令和3年分の所得税の確定申告書

〔第一表〕

所得金額等	事業等	①	1	4	8	8	8	0	0	
	農業	②								
	不動産	③								
	利子	④								
	配当	⑤								
	給与	⑥								
	雑	公的年金等	⑦							
		業務	⑧							
		その他	⑨							
		⑦から⑨までの計	⑩							
	雑合算額	⑪								
	合計	⑫	1	4	8	8	8	0	0	

この金額から⑪を差し引いた金額が所得金額となります。

※妻や子供を事業専従者としている場合、この事業専従者の所得は、それぞれの専従者給与額を8ページの下段の所得金額に換算してください。

〔第二表〕

○事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除額)
足立 太郎		子	明大 14.4.16 昭平	12月	800,000 円

《確定申告をしていない方》

「2」の表を用いて計算してください。

2 現在の仕事を始めた日が令和3年1月2日以降の方

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			

所得の計算方法

- ・月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を計算してください。
- ・確定申告をしていないが、現在の事業を始めたのが令和3年1月1日以前のときは、令和3年1月から12月までの合計所得金額を計算してください。
なお、審査のときには確定申告をしていることが必要です。
- ・現在の事業を始めたのが令和3年1月2日以降のときは、令和4年10月からさかのぼって12ヶ月分の所得金額を計算してください。
- ・現在の事業を始めたのが最近で営業した月数が12か月ないときは、所得金額の平均月額を12倍して、12か月分の推定所得金額を計算してください。

所得金額計

営業月数

× 12 =

推定所得金額

●所得の計算方法 年金を受けている方

厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。
遺族年金、障害年金は計算の対象外です。所得金額を0円としますので、計算する必要はありません。
また、個人年金は税法上の雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を
事業等所得の計算に加算してください。
審査のときには受け取っている年金の「年金振込通知書」等が必要です。

1 令和2年12月以前から年金を受けていて、年金額に変更がない場合

- ・「令和3年分公的年金等の源泉徴収票」などで支払金額を確認してください。
- ・「年金振込通知書」の場合は、年金支給額を6倍した額が年間の支払い金額です。
- ・支払金額が確認できたら、下表に従って所得金額に換算してください。

2 令和3年1月以降に年金を受け始めた方、または年金の支給額に変更があった場合

- ・「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで年金額を確認してください。
- ・支払金額が確認できたら、下表に従って所得金額に換算してください。

注) 複数年金をうけている方は支払金額を合算した後、下表にて所得金額に換算してください。
また、年金のほかに収入のある方は、それぞれ所得を計算し、合計した金額を申込書の年間
所得金額欄に記入してください。

本人の年齢	年金合計金額の範囲	計算式と所得金額	
		計算式	所得金額
65歳以上	1,200,000円まで		所得金額は 0円
	1,200,001円～3,299,999円	(年金額の合計) - 1,200,000円 =	() 円
	3,300,000円～4,099,999円	(年金額の合計) × 0.75 - 375,000円 =	() 円
65歳未満	700,000円まで		所得金額は 0円
	700,001円～1,299,999円	(年金額の合計) - 700,000円 =	() 円
	1,300,000円～4,099,999円	(年金額の合計) × 0.75 - 375,000円 =	() 円

※ 表中の65歳以上の方とは、昭和32年11月22日以前生まれの方

※ 表中の65歳未満の方とは、昭和32年11月23日以降生まれの方

●所得の計算方法 特別控除について

申込者および同居親族に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは所得金額から特別控除額を差し引くことができます。

1 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの（申込者・同居親族・遠隔地扶養者が対象です。）

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
①老人扶養控除等	1人につき 10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の方	④の特別障害者控除を受ける方は③の障害者控除をあわせて受けることはできません。
②特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族（配偶者は含みません。）で16歳以上23歳未満の方	
③障害者控除	1人につき 27万円	(1) 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方 （障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） (3) 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 (5) 65歳以上の方で(1)・(3)と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	
④特別障害者控除	1人につき 40万円	(1) 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方 （障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） (3) 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 (5) 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く方 (6) 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 (8) 65歳以上の方で(1)・(3)と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

2 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの（申込者・同居親族が対象です。）

※ただし、その方の所得金額が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
①ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかではない方で、次の(1)～(3)にあてはまる申込者本人または同居親族の方 (1) 生計を一にする子がいること ※この場合の子は、年間所得金額48万円以下で、他の人の扶養親族等になっていない人に限ります。 (2) 年間所得金額が500万円以下であること (3) 事実上婚姻関係にあると認められる方がいないこと	
②寡婦控除	27万円	夫と離婚、死別後婚姻をしていない方または夫の生死が明らかではない方で、次の(1)～(4)にあてはまる申込者本人もしくは同居親族の方 (1) 扶養親族を有する方（夫と離婚した場合） (2) 年間所得金額が500万円以下であること (3) 事実上婚姻関係にあると認められる方がいないこと (4) ひとり親控除に該当しない方	

※ 表中の16歳以上23歳未満の方とは、平成11年11月13日～平成18年11月22日生まれの方

※ 表中の65歳以上の方とは、昭和32年11月22日以前生まれの方

※ 表中の70歳以上の方とは、昭和27年11月22日以前生まれの方

●所得の計算方法 世帯の家族人数・家族人数

1 世帯の所得金額を計算する

下の表を利用して、世帯の所得金額を計算してください。

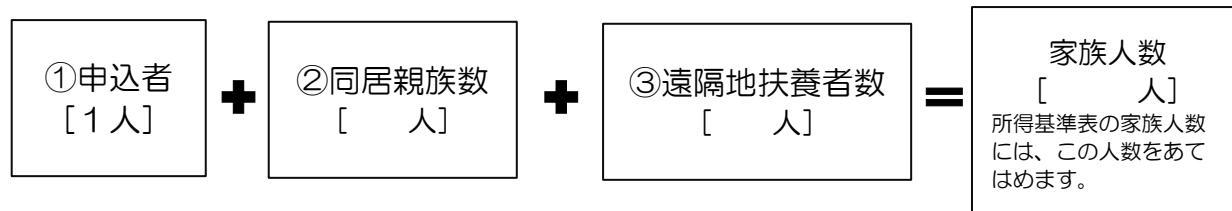
所得がある方の名前	①年間所得金額 マイナスになる場合は0円と記入	②特別控除		世帯の所得金額 差引所得金額 (A) - (B) 円
	円	老人扶養・特定扶養・(特別) 障害者控除		
	円	計	円	
	円	寡婦・ひとり親控除 (※)		
	円	計	円	
年間所得金額合計 (A)	円	年間控除金額合計 (B)	円	=

(A)
8～11ページで計算した一人ひとりの所得金額を①年間所得金額欄に記入し、合計してください。ひとりで2種類以上の所得がある場合は（給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額の合計額を記入してください。

(B)
12ページで計算した特別控除の合計金額を②特別控除欄に記入し、合計してください。
※寡婦・ひとり親控除額は、あてはまる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額の同額が控除額となります。
(例)
所得金額が10万円の方の控除額 = 10万円

(A) - (B)
年間所得額合計 (A) から特別控除合計 (B) を指し引いた金額が「世帯の所得金額」です。

2 家族の人数を計算する



①
申込者とは、申込書の申込者欄に記入する方です。この方が使用許可後の名義人です。

②
同居親族とは、申込者と一緒に募集住宅に入居する親族です。妊娠中の方がいる場合、申込期間に生まれていない子は同居親族数に含めることはできませんが、出生後は同居いただけます。

③
遠隔地扶養者とは、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族で、募集住宅に入居しない方をいいます。例えば、離れて住んでいる親を扶養している場合などです。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしており、審査の時に課税証明書で確認できることが必要です。

《困ったときは》

算出の仕方など、わからないことがありましたらお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】足立区都市建設部建築室住宅課

電話 03-3880-5963 / FAX 03-3880-5615

●住宅への入居について

月収

入居者負担額の4倍以上の月収があること

(例) 興野町住宅 19,300円 × 4 = 77,200円 以上

- ・ 給与収入の方
8～9ページ「1」の泉徴収票に記載された「支払い金額」または「2」で計算した「推定年収」を12で割ったものが月収です。
- ・ 事業所得の方
10ページ「1」の確定申告書に記載された「合計金額」または「2」で計算した「推定所得金額」を12で割ったものが月収です。
- ・ 年金収入の方
11ページで計算した「年間の支払金額」を12で割ったものが月収です。

「月収」に関するご注意

(1) お申込み前後に転職・転業等をした方は、現在の職に就いてからの収入のみが対象となります。

- 過去に収入があっても申込日現在失業中の場合は、0円となります。
- お申込み後に退職・廃業したため契約時に収入がない場合は、0円となります。

(2) 就職・転職予定の方は、現在収入がなくても就職後の給与予定額を「月収」として判断します。

- 申込日時点から3ヶ月以内に就職・転職が決定している方を対象とし、「収入」は支給予定額により判断します。
- 就職・転職の時期及び支給予定額については、「給与支払及び採用証明書」(公社様式)により確認します。ただし、企業の募集要項などにより支給予定額を判断できる場合は「内定通知」等でも審査ができる場合もあります。

(3) 次のものは、「月収」には含みません。

- 交通費(通勤手当・定期代等)・出張費
- 失業給付金
- 奨学金
- 一時的な所得
- 労災保険の各種保険金等の非課税所得
- 児童手当

収入合算

申込者本人の月収が月収基準に満たない場合、申込者本人の月収が月収基準の2分の1以上あり、次の条件のいずれかにあてはまればお申込みいただけます。

- (1) 同居者全員の収入を合算し、合算した合計月収額が月収基準以上あること。この場合、連帯保証人の月収は合算できません。
- (2) 同居しない三親等内の親族からの仕送りを合算し、合算した合計月収額が月収基準以上となること。この場合、仕送りをする親族に連帯保証人となっていただけます。

このように
計算するの
ね



(例1) 家賃が月額38,000円のお部屋を同居者のいる方が申込む場合(月収基準152,000円以上)

- ① 申込者本人(76,000円以上)+妻(パート収入)+子(バイト収入)=152,000円以上 → お申込みいただけます。
- ② 申込者本人(76,000円以上)+親族(仕送り)=152,000円以上 → お申込みいただけます。

(例2) 家賃が月額100,000円のお部屋を同居者のいる方が申込む場合(月収基準360,000円以上)

- ① 申込者本人(180,000円以上)+妻(パート収入)+子(バイト収入)=360,000円以上 → お申込みいただけます。
- ② 申込者本人(180,000円以上)+親族(仕送り)=360,000円以上 → お申込みいただけます。

- ご注意
- (1)と(2)の併用はできません。
 - (2)を利用する場合は、すでに会社の賃貸住宅に入居されている方であっても連帯保証人になっていただけます。

月収基準の特例

申込者本人の月収が月収基準に満たない場合、申込者本人がお申込み時に次の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ『**月収基準の特例**』を利用する場合の条件を満たすことでお申込みいただくことができます。

(1) 満60歳以上の方

(2) 下記のいずれかに該当する障がい者の方

- 身体障害者手帳の交付を受けていて、1～4級の障がいのある方
- 戦傷病者手帳の交付を受けていて、恩給法別表第1号表ノ三に規定する障がいの程度のうち第1款症以上の障がいのある方
- 重度または中度の知的障がい者(愛の手帳の場合は総合判定で1～3度)もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、1～2級の障がいのある方



(3) 下記に該当するひとり親世帯の方

- 申込者本人が戸籍上の配偶者(内縁の夫・妻または婚約者を含む)がいない方であり、同居親族が申込日現在20歳未満の子だけであること

『月収基準の特例』を利用する場合の条件

(1) 下記のいずれかに該当する親族の方(1名)に連帯保証人となっていただきます。

- 申込者本人の二親等内の親族で同居しない方
- 東京近郊(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県および山梨県)に居住する、申込者本人の三親等内の親族で同居しない方

(2) 上記の親族の方の月収が申込む住宅の月収基準以上あることが必要です。

ただし、その親族の方が公社の賃貸住宅に入居している場合は、それぞれの家賃の合計額に応じた月収基準以上の月収があることが必要です。

例

申込む住宅の家賃	+	親族が入居しているJKK住宅の家賃	=	合計家賃
69,400円		72,900円		142,300円

合計家賃が、120,000円以上になるので、連帯保証人となる親族の方の月収基準は、400,000円以上となります。

ご注意 ■ この特例により申込む場合は、公社の賃貸住宅に入居されている方であっても連帯保証人になっていただきます。

審査で必要な書類については、当せんされた方に別途ご案内いたします。

【入居審査のお問い合わせ先】 東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター
電話 03-3409-2244

●申込書の記入例

J K K 東京専用住宅申込用

家賃補助対象住宅 入居申込書

※太枠内及び同意書をご記入ください。

令和〇年〇〇月〇〇日

住所	東京都 足立区 中央本町1-17-1	在留資格	
氏名	〇〇 〇〇	在留期間	
電話番号	03-3880-5963	備考	

在留資格、期間がある場合は記入してください。

入居予定者

氏名	続柄	生年月日	年間所得金額	職業	就業年月日
申込者: 〇〇 〇〇	本人	平成2年1月11日	200万円	事務	平成20年4月1日
〇〇 〇〇	子	令和3年1月1日			

年間所得金額は「J K K 東京の住戸を活用した家賃補助対象住宅のご案内」のp.8～p.13を参照してください。

確認事項（下記の該当する□欄に✓をつけてください。）

<input checked="" type="checkbox"/> ひとり親世帯	<input type="checkbox"/> 児童養護施設等退所者世帯
<input checked="" type="checkbox"/> 養育者が一人の母子世帯・父子世帯である	<input type="checkbox"/> 児童養護施設等退所者である
<input checked="" type="checkbox"/> 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子を扶養している	<input type="checkbox"/> 満18歳から満23歳である
<input checked="" type="checkbox"/> 児童育成手当又は児童扶養手当を受給している	<input type="checkbox"/> 単身世帯である
<input checked="" type="checkbox"/> 入居者全員の年間所得が189万6千円以下（15万8千円/月額）である	
<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍上の配偶者がいない	
<input checked="" type="checkbox"/> 世帯主となる者が継続して1年以上足立区内に在住している	
<input checked="" type="checkbox"/> 生活保護による保護、住宅確保給付金、住宅支援金等を受けていない	
<input checked="" type="checkbox"/> 世帯主が外国籍である場合、在留資格がある	
<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員、暴力団員関係者の属する世帯ではない	
<input checked="" type="checkbox"/> 入居者全員が住宅または土地を所有していない	

同意書

1. 入居者全員の住民基本台帳、課税台帳及び手当の受給状況について、公簿及び関係機関への照会を同意します。
2. 記載する個人情報及びその他必要な情報について、関係機関へ提供することに同意します。

令和〇年〇〇月〇〇日

申込者氏名 〇〇 〇〇

申込者 記入欄	住宅課 使用欄	
申込住戸番号	抽選番号	当選可否
(例) 3		

申込住戸番号は「J K K 東京の住戸を活用した家賃補助対象住宅のご案内」のp.17～p.18を参照してください。

●募集住宅について (全5戸のうち3戸)

【賃貸人】 JKK東京 (東京都住宅供給公社)

※階数の指定はできません。

申込 住戸 番号	住宅名 (住所) 主な交通機関	募集 戸数	間取り (㎡)	エレ ーター	募 集 階	入居者負担額 (円)	建設 年度	備考	
1	興野町住宅 (西新井本町4-16他) 東武大師線「大師前」下車徒歩13分ほか	1	2K (27.32㎡)	無	4階	19,300	昭和 34	駐車場	○
								エアコン	×
								温水洗浄便座	×
								ペット	×
	<p>【初期手数料】 本来の家賃は38,300円の住宅です。 補助対象は毎月の家賃のみのため、敷金は本来の家賃をもとに計算します。 敷金2か月分の76,600円が入居時に必要です。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共益費が別途1,500円かかります。 ・駐車場は月額12,500円です。 空き状況は入居後にご確認ください。 ・給湯は2ヶ所です。 ・管理員がいます。 ・インターホンが設置されています。 								
2	興野町住宅 (西新井本町4-16他) 東武大師線「大師前」下車徒歩13分ほか	2	2K (29.94㎡)	無	3階 以上	21,900	昭和 34	駐車場	○
								エアコン	×
								温水洗浄便座	×
								ペット	×
	<p>【初期手数料】 本来の家賃は41,900円の住宅です。 補助対象は毎月の家賃のみのため、敷金は本来の家賃をもとに計算します。 敷金2か月分の83,800円が入居時に必要です。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共益費が別途1,500円かかります。 ・駐車場は月額12,500円です。 空き状況は入居後にご確認ください。 ・給湯は2ヶ所です。 ・管理員がいます。 ・インターホンが設置されています。 								

●募集住宅について (全5戸のうち2戸)

【賃貸人】 JKK東京 (東京都住宅供給公社)

※階数の指定はできません。

申込 住戸 番号	住宅名 (住所) 主な交通機関	募集 戸数	間取り (㎡)	エレ ベ ーター	募 集 階	入居者負担額 (円)	建設 年度	備考	
								駐車場	○
3	千住東町住宅 (千住東2-21他) 京成線「京成関屋」駅下車徒歩5分ほか	1	2DK (43.29㎡)	有	8階	38,800	昭和 48	エアコン	×
								温水洗浄便座	×
<p>【初期手数料】 本来の家賃は76,800円の住宅です。 補助対象は毎月の家賃のみのため、敷金は本来の家賃をもとに計算します。 敷金2か月分の153,600円が入居時に必要です。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共益費が別途2,500円かかります。 ・駐車場は月額22,500円です。 空き状況は入居後にご確認ください。 ・給湯は3ヶ所です。 ・管理員がいます。 ・インターホンが設置されています。 ・敷地内に交番があります。 ・コインパーキングがあります。 									
4	千住東町住宅 (千住東2-21他) 京成線「京成関屋」駅下車徒歩5分ほか	1	2DK (43.29㎡) リフレッシュ住戸	有	8階	41,900	昭和 48	駐車場	○
								エアコン	×
<p>【初期手数料】 本来の家賃は81,900円の住宅です。 補助対象は毎月の家賃のみのため、敷金は本来の家賃をもとに計算します。 敷金2か月分の163,800円が入居時に必要です。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共益費が別途2,500円かかります。 ・駐車場は月額22,500円です。 空き状況は入居後にご確認ください。 ・給湯は3ヶ所です。 ・管理員がいます。 ・インターホンが設置されています。 ・敷地内に交番があります。 ・コインパーキングがあります。 <p>【申込住戸番号「3」との違い】 この住戸は、内装設備等の性能水準を当時の新築住宅と同程度にグレードアップしたものであり、昭和63年から平成11年度まで実施した「リフレッシュ住戸」です。 ＜リフレッシュポイント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キッチンにレンジフードを設置 ・居室内の壁をクロス貼りに変更 									

興野町住宅

所在地：足立区西新井本町4-16-B1他
築年月：1959年9月
管理戸数：559戸
棟数：20棟
構造/階層：鉄筋コンクリート/4階
共益費：1,500円/月
敷金：家賃の2ヶ月分
期限の有無：10年間の期限付賃貸借契約
駐車場：9台
駐車場使用料：12,500円/月
駐車場敷金：駐車場使用料の2ヶ月分
駐車場種別：平面式



《交通機関》

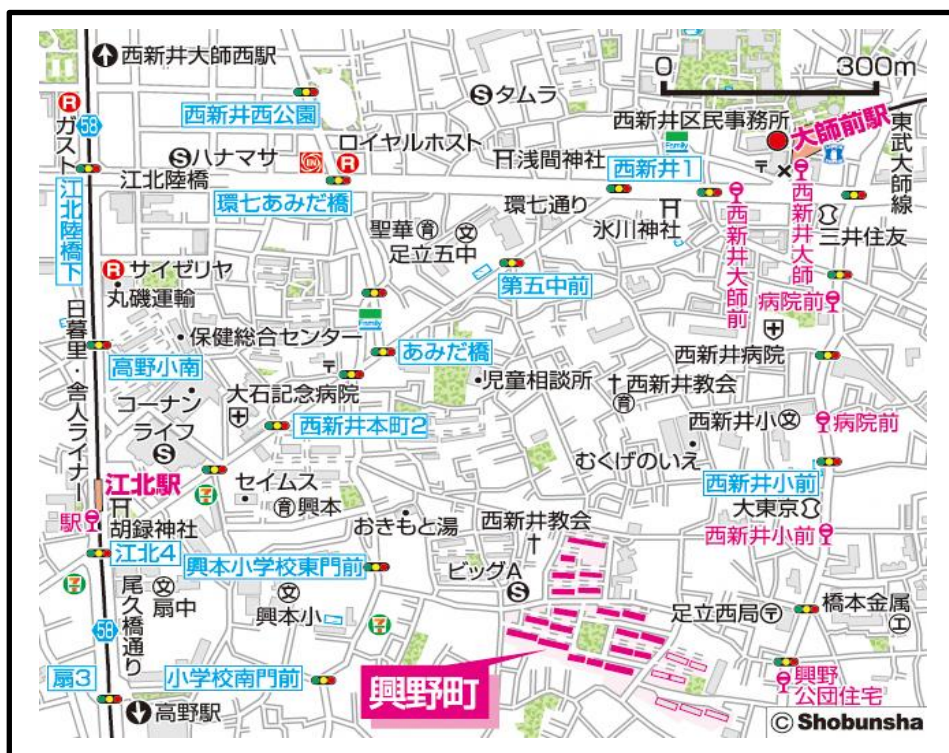
- ・東武大師線「大師前」駅下車 徒歩13分
- ・新交通システム日暮里・舎人ライナー「江北」駅下車 徒歩14分
- ・東武大師線「大師前」駅からバス約5分「興野公園住宅」下車 徒歩4分
- ・JR常磐線、東京メトロ千代田線・日比谷線、東武スカイツリーライン（伊勢崎線）首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス線「北千住」駅からバス約13分「興野公園住宅」下車 徒歩4分



こちらのQRコードから
お部屋が見れます。

興野町住宅
(CR3タイプ)

募集予定のER3型はご
ざいませんが、内容は
CR3とほとんど変わり
ません。



千住東町住宅

所在地 : 足立区千住東2-21-1, 2
築年月 : 1973年8月
管理戸数 : 352戸
棟数 : 2棟
構造 / 階層 : 鉄骨鉄筋コンクリート/12階
共益費 : 2,500円/月
敷金 : 家賃の2ヶ月分
期限の有無 : 10年間の期限付賃貸借契約
駐車場 : 50台
駐車場使用料 : 22,500円/月
駐車場敷金 : 駐車場使用料の2ヶ月分
駐車場種別 : 平面式



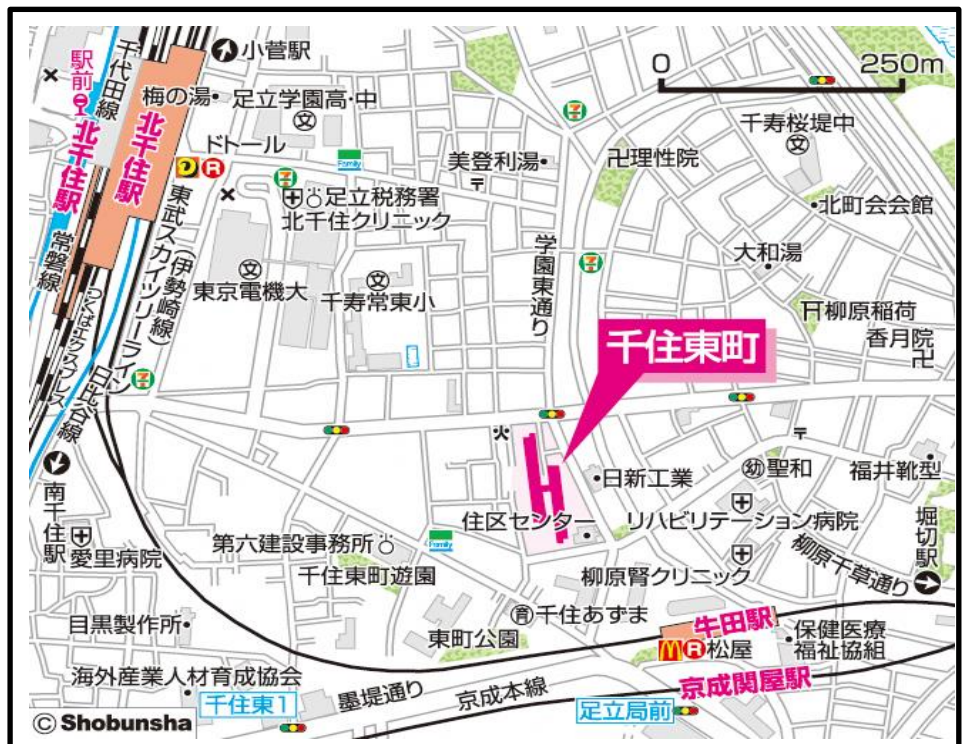
《交通機関》

- ・京成線「京成関屋」駅下車 徒歩5分
- ・東武スカイツリーライン（伊勢崎線）「牛田」駅下車 徒歩5分
- ・JR常磐線、東京メトロ千代田線・日比谷線、東武スカイツリーライン（伊勢崎線）
首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス線「北千住」駅下車 徒歩10分



こちらのQRコードから
お部屋が見れます。

千住東町住宅
(Vタイプ)





足立区

制度について： 足立区都市建設部建築室住宅課

電話 : 03(3880)5963
Fax : 03(3880)5615
メール : juutaku@city.adachi.tokyo.jp

ひとり親について： 福祉部親子支援課

電話 : 03(3880)5932
Fax : 03(3880)5573
メール : hi-shien@city.adachi.tokyo.jp

児童養護施設等退所者について：

あだち未来支援室子どもの貧困対策・若年者支援課

電話 : 03(3880)5717
Fax : 03(3880)5610
メール : k-hinkon@city.adachi.tokyo.jp